



第145回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月25日（木）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
本社

決議事項

【会社提案】

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

【株主提案】

第2号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

第3号議案 剰余金を処分する件

第4号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

第5号議案 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

第6号議案 株式分割に係る定款一部変更の件

第7号議案 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

ノリタケ株式会社

証券コード：5331



代表取締役社長

東山 明

株主の皆様には、平素より当社をご支援いただきまして、厚く御礼申し上げます。当社の第145回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

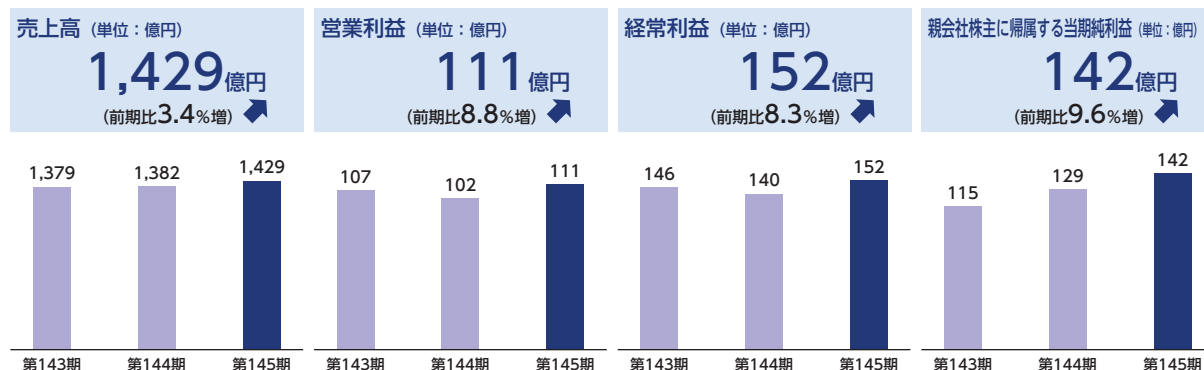
当期の業績は、自動車関連の需要減少の影響を受けた一方で、積層セラミックコンデンサ（MLCC）用材料が好調であったことから、売上高は前期比3.4%増の1,429億8百万円、営業利益は同8.8%増の111億14百万円となりました。また、売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高を更新しました。

さて、当期は第13次中期経営計画の初年度として、今後の成長が期待される領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）への事業転換を進めてまいりました。また、強固な収益基盤を構築するため、計画的に投資を進め、安定的な収益創出に向けた体制整備が着実に進展しました。さらに、成長加速に向けて、オープンイノベーションや他社との協業を通じた早期の新事業創出を目指し、取り組みを本格化させております。これらの施策を着実に実行し、中長期的な成長の実現に向けて、挑戦を続けてまいります。

なお、祖業であり、当社グループの原点でもある食器事業については、抜本的な構造改革に着手し、確実に実行してまいります。

今後も、VISION2030の実現に向け、さらなる変革を推進してまいります。あわせて、株主還元の充実や資本コストを意識した経営にも引き続き取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連結業績ハイライト



事業別業績

工業機材事業

売上高 **564億円** (前期比0.1%減)
 営業利益 **16億円** (前期比12.1%減)

セラミック・マテリアル事業

売上高 **500億円** (前期比10.0%増)
 営業利益 **83億円** (前期比23.8%増)

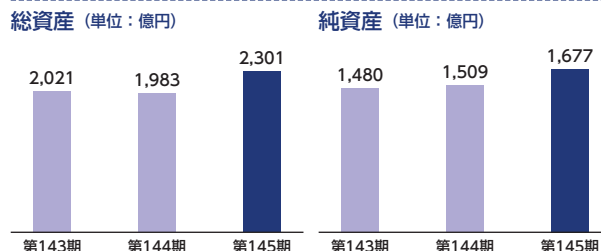
エンジニアリング事業

売上高 **298億円** (前期比2.4%増)
 営業利益 **18億円** (前期比5.9%増)

食器事業

売上高 **67億円** (前期比6.5%減)
 営業利益 **△6億円** (前期は0億円の営業損失)

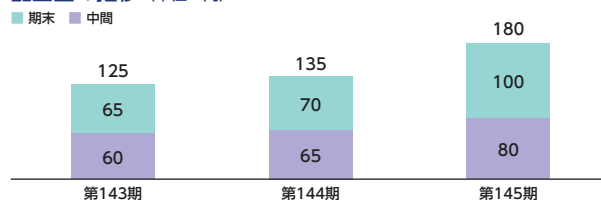
連結財務状況



配当金

当期の期末配当については、1株につき100円(中間配当とあわせて年間180円)とすることといたしました。

配当金の推移 (単位: 円)



- (注) 1. 連結業績ハイライト、事業別業績及び連結財務状況の各数値は、億円未満を四捨五入しております。
 2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。配当金については、当該分割前を基準とした数値を記載しております。
 3. 当期より、全社費用の各事業への配賦基準見直しを行い、事業別営業利益の算定方法を変更しております。これに伴い、前期の事業別営業利益は変更後の算定方法に基づく数値に置き換えております。
 4. 2026年4月1日付で、食器事業はセラミック・マテリアル事業に編入しております。

株 主 各 位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号

ノリタケ株式会社

代表取締役社長 **東 山 明**

第145回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.noritake.co.jp/company/ir/sokai/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5331/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ノリタケ）または証券コード（5331）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社
3. 目的事項
報告事項
 1. 第145期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第145期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案】

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

【株主提案】

第2号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

第3号議案 剰余金を処分する件

第4号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

第5号議案 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

第6号議案 株式分割に係る定款一部変更の件

第7号議案 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（2）インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによ

る議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

オンデマンド配信のご案内

株主総会の一部の模様について、本総会終了後から一定期間、その映像と音声を配信いたします。視聴希望の株主様は、以下のURLにアクセスしてください。

当社ウェブサイト (HOME>IR情報>株主総会)
<https://www.noritake.co.jp/company/ir/sokai/>



配信期間：2026年6月26日（金）～2026年7月31日（金）

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットにより議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分到着分まで

ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、書面（郵送）によるお手続きは不要です。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

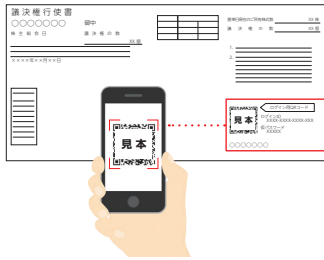
議決権行使期限

2026年6月24日(水)
午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

書面（郵送）による議決権行使のご案内

行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時15分到着分まで**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

ご注意 本定時株主総会におきましては、株主様から議案のご提案をいただいたため、議案には、**●会社提案**と**●株主提案**がございます。

議決権行使書
ノリタケ株式会社 御中

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、下記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。

2026年 月 日

会社提案	第1号議案	当社取締役会は株主提案に反対しております。 当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印で表示願います。						
	賛/否	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案		
	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否

議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権の数 個

議決権の数 1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行ってください。

① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法

② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evotetr.mufg.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行ってください

3. 第1号議案において、候補者の一部の者につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード

QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XX

パスワード
XXXXXX

ノリタケ株式会社

こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

当社取締役会は、株主提案（第2号議案から第7号議案）のいずれにも反対しております。

会社提案に賛成し、全ての株主提案に反対の株主様は、右図のように賛否をご表示願います。

会社提案	第1号議案	株主提案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
	賛 否		賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	

議案及び参考事項

会社提案
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び経営体制の効率化を図るため、社内取締役を1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	かとう 加藤	ひろし 博 再任	代表取締役会長	13／13回 (100%)
2	ひがしやま 東山	あきら 明 再任	代表取締役社長 執行役員 研究開発センター、知財企画部担当	13／13回 (100%)
3	おかべ 岡部	まこと 信 再任	取締役 専務執行役員 コーポレートサービス統括部、 人財マネジメント部、経営企画室担当、 Noritake U.S.A., Inc.社長、 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長	13／13回 (100%)
4	ふじおか 藤岡	たかひろ 高広 再任	社外 独立 社外取締役	13／13回 (100%)
5	ふなびき 船引	えいこ 英子 再任	社外 独立 社外取締役	10／10回 (100%)
6	ただみづき 唯 美津木	再任	社外 独立 社外取締役	10／10回 (100%)

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

かとう ひろし
加藤 博

再任



1957年1月29日生（満69歳）

■ 所有する当社株式の数

34,000株

■ 取締役会出席状況

13／13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月	当社入社
2011年 6 月	当社取締役 執行役員
2014年 6 月	当社取締役 常務執行役員
2017年 6 月	当社代表取締役副社長 執行役員
2018年 6 月	当社代表取締役社長 執行役員
2024年 4 月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

加藤博氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひがし やま

東 山

あきら

明

再 任



1960年6月17日生（満65歳）

■ 所有する当社株式の数

14,836株

■ 取締役会出席状況

13／13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社
2018年 6 月	当社取締役 常務執行役員
2019年 6 月	当社取締役 専務執行役員
2022年 6 月	当社代表取締役副社長 執行役員
2024年 4 月	当社代表取締役社長 執行役員 研究開発センター、知財企画部担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

東山明氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

おか べ
岡 部

まこと
信

再 任



1960年8月29日生（満65歳）

■ 所有する当社株式の数 4,400株
■ 取締役会出席状況 13／13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	三菱商事株式会社入社
2020年 6 月	当社常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部 副本部長
2021年 4 月	当社常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部長
2022年 4 月	当社常務執行役員 経営企画室、監査室担当、食器事業部所管 Noritake Co., Inc.（現 Noritake U.S.A., Inc.）社長（現任） Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長（現任）
2023年 4 月	当社常務執行役員 人事部、経営企画室担当、食器事業部所管
2023年 6 月	当社取締役 専務執行役員 人事部、経営企画室担当、食器事業部所管
2025年 4 月	当社取締役 専務執行役員 コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、 経営企画室担当、食器事業部所管
2026年 4 月	当社取締役 専務執行役員 コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、 経営企画室担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

岡部信氏は、当社で経営管理並びに工業機材事業及び海外子会社の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふじ おか たか ひろ
藤岡 高広

再任

社外

独立



1954年8月31日生（満71歳）

■ 所有する当社株式の数 3,500株
■ 取締役会出席状況 13／13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
2006年 6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年 5月 愛知製鋼株式会社常勤顧問
2011年 6月 同社代表取締役社長
2023年 6月 同社代表取締役会長（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 愛知製鋼株式会社代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

藤岡高広氏は、トヨタ自動車株式会社及び愛知製鋼株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、当社で業務執行に対する監督及び経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただいていることから、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■ 独立性について

藤岡高広氏は、当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社の出身者であり、また、当社の取引先である愛知製鋼株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、当社の連結売上高に占める両社との年間取引金額はそれぞれ1%未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

ふな びき えい こ
船 引 英 子

再任

社外

独立



1963年8月3日生（満62歳）

■ 所有する当社株式の数

100株

■ 取締役会出席状況

10／10回（100％）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社富士通東海システムエンジニアリング（現 富士通株式会社）入社
1988年12月 株式会社東海総合研究所（現 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）入社
2018年6月 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社執行役員 コンサルティング事業本部
名古屋ビジネスユニット長兼名古屋ビジネスユニット組織人事戦略部長
2019年6月 同社執行役員 コンサルティング事業本部名古屋ビジネスユニット長
2021年4月 同社執行役員 コンサルティング事業本部組織人事ビジネスユニット長
2025年4月 同社執行役員 コンサルティング事業本部副営業本部長（現任）
2025年6月 愛三工業株式会社社外取締役（現任）
2025年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社執行役員、
愛三工業株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

船引英子氏は、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社において、長年にわたり経営者としての経験と、コンサルティング業務等に関する専門的知識を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、当社で業務執行に対する監督及び経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただいていることから、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性について

船引英子氏は、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社に所属しており、同社と当社との間において取引関係がありますが、取引金額は同社の売上高の1％未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

6

ただ み づ き
唯 美 津 木

再任

社外

独立



1979年3月3日生（満47歳）

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会出席状況

10／10回（100％）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 1 月 東京大学大学院理学系研究科准教授
2008年10月 自然科学研究機構分子科学研究所准教授
2013年 4 月 東海国立大学機構名古屋大学物質科学国際研究センター教授（現任）
2025年 6 月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 東海国立大学機構名古屋大学物質科学国際研究センター教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

唯美津木氏は、東海国立大学機構名古屋大学の教授等を歴任し、物質・材料科学分野における専門的な知識を有しております。これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かし、当社で業務執行に対する監督及び経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただいていることから、取締役会の監督機能強化への貢献及び高度な学術的視点からの助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外取締役になること以外に会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 独立性について

唯美津木氏は、東海国立大学機構名古屋大学の教授を務めており、当社は同大学に対して過去に寄付を行った実績があるほか、同大学が設立する名古屋大学協力会に年会費を支払っておりますが、いずれも支払額は僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤岡高広氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、船引英子氏及び唯美津木氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は藤岡高広氏、船引英子氏及び唯美津木氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。各候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
6. 藤岡高広氏が代表取締役会長を務めております愛知製鋼株式会社において、2023年5月に、特殊鋼材の一部で顧客要求仕様の長さ公差の上限を超える鋼材を出荷していた事実が判明しましたが、同氏は、当該事実の認識後に全社的な品質保証体制を構築し不適切な検査行為を是正するとともに、有識者を含めた特別調査委員会を設置し真因究明と再発防止策の徹底に努めるなど、その職責を適切に遂行しております。

監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に係る監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等について、指名・報酬委員会での審議を含む適切な手続きを経ていることを踏まえ検討を行いました。この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等のいずれについても、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

【ご参考】当社取締役会のスキル・マトリックス（本株主総会後の予定）

氏名	当社における 地位	性別	企業経営	営業・販売	製造・技術・ 研究開発	財務・会計	人事・労務	法務・ リスク管理	IT・ デジタル	グローバル
加藤 博	代表取締役会長	男性	○			○	○	○		○
東山 明	代表取締役社長 執行役員	男性	○	○	○		○	○		
岡部 信	取締役副社長 執行役員	男性	○	○			○			○
藤岡 高広	社外取締役	男性	○		○				○	○
船引 英子	社外取締役	女性	○	○			○			
唯 美津木	社外取締役	女性	○		○				○	○
夫馬 裕子	取締役 常勤監査等委員	女性	○				○	○		○
森崎 孝	社外取締役 監査等委員	男性	○			○			○	○
松本 千佳	社外取締役 監査等委員	女性	○			○				

- (注) 1. 上記スキル・マトリックスは、各取締役の有するすべてのスキルを表すものではありません。
2. 当社における地位は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

当社取締役会が備えるべきスキルの考え方及び選定理由

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持つ取締役で構成されることが重要であると考えています。

VISION2030および中期経営計画の実現に向けて、取締役会が備えるべきスキルを特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保しています。

スキル項目	選 定 理 由
企 業 経 営	事業環境が大きく変化し不確実性が高まる中、中長期的な経営戦略を策定するとともに、重要な経営事項について適切な意思決定を行い、業務執行を実効的に監督するためには、企業経営に関する知識・経験が必要と考えています。
営 業 ・ 販 売	拡販、価格の適正化、販路の拡大、販売拠点の整備を推進しています。顧客視点に立った営業戦略、新たな市場の開拓や新分野への参入に向けた取り組みを実効的に監督するためには、営業・販売に関する知識・経験が必要と考えています。
製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）向けの新商品の開発や製造体制の強化、製造原価の低減、オープンイノベーションや他社との協業による新事業創出を推進しています。これらの取り組みを実効的に監督するためには、製造・技術・研究開発に関する知識・経験が必要と考えています。
財 務 ・ 会 計	資本コストや株価を意識した経営のもと、成長投資の推進と株主還元の充実を進めています。これらの取り組みを実効的に監督し、ステークホルダーとの建設的な対話を行うためには、財務・会計に関する知識・経験が必要と考えています。
人 事 ・ 労 務	人的資本経営の強化を経営基盤の高度化における重要テーマとして位置づけています。事業戦略と連動した人財戦略の推進、従業員のチャレンジ精神の醸成とエンゲージメントの向上、多様性の尊重、並びに組織風土改革に向けた取り組みを実効的に監督するためには、人事・労務に関する知識・経験が必要と考えています。
法 務 ・ リ ス ク 管 理	「企業倫理綱領」のもと、法令遵守と高い倫理観に基づく公正・透明な経営を推進しています。法令・規制への適切な対応と、多様なリスクの把握・評価・管理の状況を実効的に監督するためには、法務・リスク管理に関する知識・経験が必要と考えています。
IT・デジタル	DXの推進を経営基盤の高度化における重要テーマとして位置づけています。社内データのデジタル化、MIの活用による開発の促進、業務フローの最適化、製販技連携の活性化、DX人材の育成などの取り組みを実効的に監督し、内部プロセスの変革につなげるためには、デジタルに関する知識・経験が必要と考えています。
グ ロ ー バ ル	海外での拡販や製造体制の整備など、グローバルな競争力強化を推進しています。これらの取り組みを実効的に監督するためには、国際情勢・経済・文化に関する見識と海外事業経験が必要と考えています。

〈株主提案〉（第2号議案から第7号議案まで）

第2号議案から第7号議案は、株主様からのご提案によるものであります。なお、本株主提案の内容につきましては、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

提案内容

以下の1、3、4、5及び6の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5331-NORITAKE/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）上記の「1、3、4、5及び6の議案」は、第2、4、5、6及び7号議案を指しております。

1. 議案の要領

現行の定款の第35条及び36条を以下のとおり変更する。

現行定款

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

(剰余金の配当)

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 削除

2. 提案の理由

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしているが、当社の株価は長期的に低迷しており、取締役会が株主価値の向上に資する資本政策を行っているとは言い難い。

当社の中期経営計画における配当方針は「配当性向35%以上」となっているが、当社の自己資本比率は2025年12月末時点で、71%と非常に高く、これ以上自己資本を増加させてもROEが低下するだけである。

当社のPBRは過去20年間で一度もTOPIXのPBRを超過したことがないが、提案株主は、自己資本比率が高すぎることで資本コストが上昇すると共に、ROEが低迷していることがこの一因であると考えている。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることでガバナンスを改善させると共に、ROE向上、株主資本コスト低下等、株主価値の向上に資する資本政策へ転換すべきである。

【第2号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、株主還元を重要な経営課題と考え、配当性向、累進配当、自己株式取得を含む還元方針を明確にしています。配当は、業績や資金の状況、成長投資、財務の健全性を見ながら、その時々状況に応じて判断する必要があります。

期末配当を株主総会で決める仕組みに変更すると、機動的な資本政策を行いにくくなるおそれがあります。そのため、当社取締役会は、配当は引き続き取締役会が責任をもって決定することが適切であると考え、本議案に反対いたします。

本議案は、期末配当の決定機関を取締役会から株主総会へ変更することを求めるものであります。

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと認識しており、2025年5月9日付で公表した第13次中期経営計画（2025年度から2027年度、以下、第13次計画）において、配当性向を30%以上から35%以上に引き上げ、また、累進配当の実施及び機動的な自己株式取得により総還元性向を50%以上（第13次計画期間累計）とする株主還元の拡充方針を明確にしております。そのうえで、業績、キャッシュ・フロー、成長投資及び財務健全性とのバランスを総合的に勘案し、取締役会の責任において配当金を決定することとしております。

2025年度は、2026年5月12日付「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しましたとおり、普通株式1株当たりの年間配当金を180円（2024年度は135円）とし、第13次計画期間中の株主還元方針を踏まえた増配を予定しております。

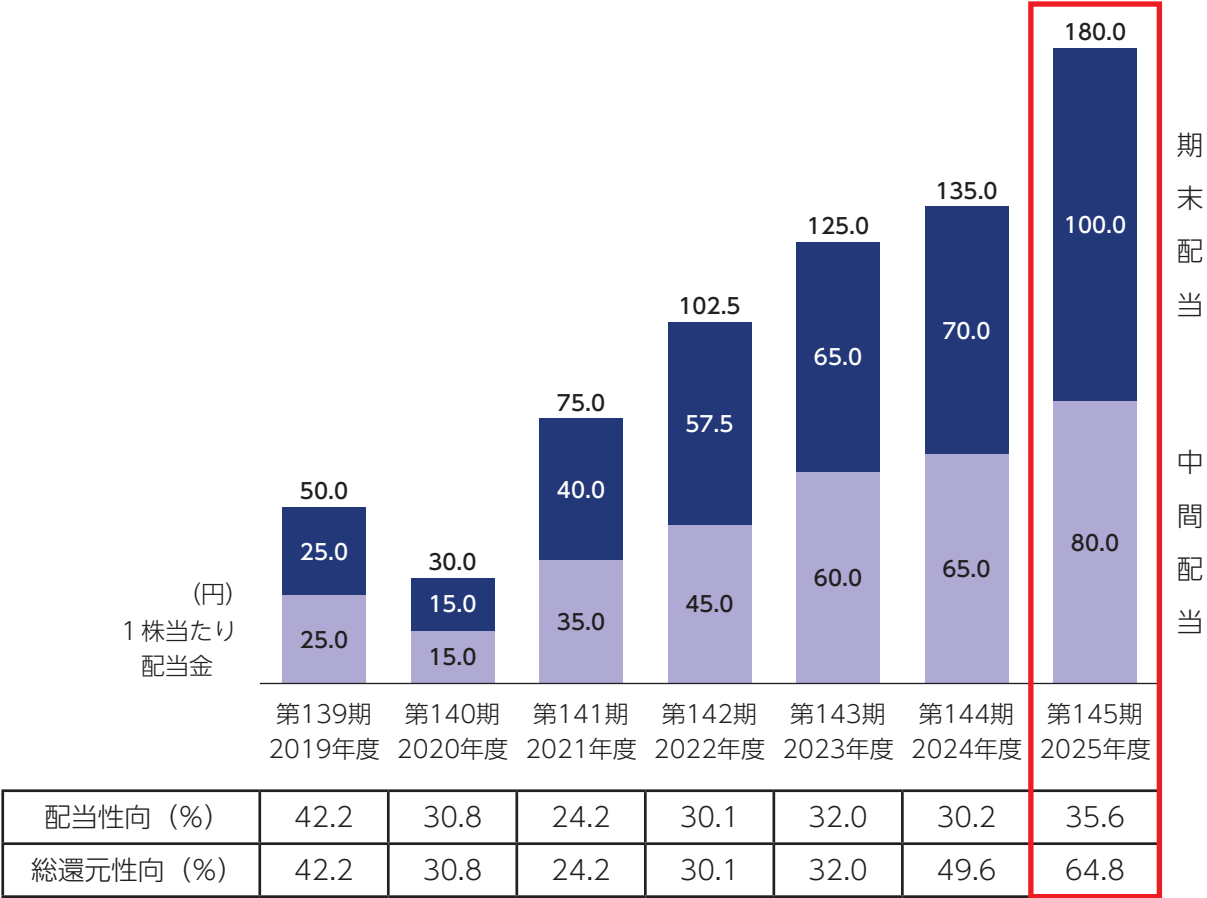
現在の期末配当の決定機関である当社取締役会は5名の独立社外取締役を含む10名で構成されております。上述の配当を含む株主還元は、多くの株主の皆さまとの対話を踏まえつつ、社外取締役を交えた取締役会において、多角的かつ透明性の高い議論を経て決定されています。

配当の決定は、経営環境や業績の変化を踏まえた機動的な判断を要する事項であり、これを株主総会決議事項とすることは、第13次計画と整合した適時適切な資本政策の遂行を制約し、中長期的な企業価値向上を阻害するおそれがあります。

また、当社は、成長領域への事業転換を重要な経営課題と位置付け、積極的な設備投資による増産・拡販や新商品開発、新事業創出に取り組むとともに、戦略的な企業連携（M&A、資本提携等）についても検討を進めています。これらには迅速かつ機動的な経営判断が不可欠であり、成長領域への事業転換を通じた収益力の向上によりROE改善・PBR向上を図る方針です。このため、今後も株主還元については、成長投資及び財務健全性とのバランスを踏まえ、取締役会の責

任において適切に決定していきたいと考えております。以上の理由から、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

【ご参考】



注1 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。
1株当たり配当金については、当該分割前を基準とした数値を記載しております。
注2 第144期（2024年度）は、25億円の自己株式取得・消却を実施いたしました。
注3 第145期（2025年度）は、41億円の自己株式取得・消却を実施いたしました。

株主提案 第3号議案 剰余金を処分する件

1. 議案の要領

「議案1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

(当社注) 上記の「議案1」とは、第2号議案のことを指しております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第145期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第145回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款35条に基づいて第145回定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第145回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第145回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第145回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、自己資本の8%を配当金とすることを企図した提案である。

前号議案の提案理由で述べた通り、当社は株価バリュエーションの改善に向け、自己資本比率を縮減する必要がある。

そのため、当社の株主還元方針は現在、「配当性向35%以上」「総還元性向50%以上」となっているが、これでは不十分であり、株主還元方針を「DOE 8%、配当性向100%（年度に応じて配当金額の大きい方を採用）」へ変更していただきたい。

ROEが8%に満たない場合は、配当性向が100%を超えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し、資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

【第3号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

本議案は、実質的に当期純利益に近い水準の期末配当を求めるものです。提案通りにこれを実施すれば、中間配当と合わせた年間配当は当期純利益を超えることとなり、将来の企業価値向上に向けた今後の投資計画（350億～500億円）の実行を妨げかねません。

当社は、株主還元を重視し、現中期経営計画において増配や自己株式取得を含む株主還元の拡充を進めていますが、本議案は、業績や投資の必要性を十分に踏まえず配当水準を定めるものであり、財務規律や経営の安定性を損なうおそれがあるため、本議案に反対いたします。

本議案は、「第2号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、自己資本の一定割合を基準とした高水準の配当を追加的に実施することを求めるものであります。

当社取締役会は、株主還元の重要性を十分に認識する一方で、第13次中期経営計画（以下、第13次計画）において掲げる成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）への投資、研究開発投資、人的資本投資、設備投資等を着実に実行することが、結果として中長期的な企業価値及び株主価値の向上につながると考えております。第13次計画期間には350～500億円の成長投資を行う計画です。そのため、株主還元については、第13次計画に基づくキャピタルアロケーションの枠組みの中で、業績、財務状況及び将来の成長投資とのバランスを踏まえ、総合的に判断しております。

当社は第13次計画において、配当性向を30%から35%以上に引き上げ、累進配当を実施するとともに、機動的に自己株式の取得を実施し、同計画期間中累計で総還元性向50%以上とする方針を公表しております。

その計画の中で増配を継続しており、2025年度の普通株式1株当たりの年間配当金は180円（2024年度は135円）を予定しております。

本議案は、業績変動や将来の成長投資の必要性を加味せず配当水準を定めるものであり、財務規律や経営の安定性を損なうおそれがあります。株主還元は、経営環境や事業戦略を踏まえ、取締役会が責任をもって判断すべき事項であることから、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

株主提案
第4号議案

事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章 事業ポートフォリオ計画

(事業ポートフォリオ計画)

第37条 当社は、当社が営む各事業（工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業、食器事業を含むがこれに限られない。）の資本効率・資本コストを踏まえ、事業ポートフォリオ計画を策定する。

- ② 前項の計画において、資本効率が資本コストを下回る事業については、撤退を含めた対応方針を策定する。
- ③ 当社は、事業年度毎に、事業別のROIC目標及び、第1項及び第2項の進捗状況を統合報告書等において開示する。

2. 提案の理由

当社の事業セグメントは、「工業機材」「セラミック・マテリアル」「エンジニアリング」「食器」に分かれているが、このうち「工業機材」は資本効率が資本コストを下回る状況が継続しているほか、「食器」に至っては、過去10期のうち9期が赤字である。

当社は、2024年度から事業別のROIC目標を設定し、事業ポートフォリオの見直しを行っていく方針を示しているが、ROIC目標は開示されていない。

また、当社の中期経営計画における事業ポートフォリオ転換に向けた取組は、極めて漠然とした内容しか開示されておらず、不採算事業の対応方針も十分に検討されているとは言い難い。

そこで、資本効率、資本コストの観点から事業ポートフォリオ計画を策定し直し、不採算事業については撤退を含めた対応を加速すべきである。また、社内で管理している事業別ROIC目標、及びその達成に向けた進捗状況を開示し、資本コストの低下を図るべきである。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、持続的な成長と企業価値向上に向けて、各事業の収益性、成長性、資本効率などを踏まえ、事業ポートフォリオの見直しに継続的に取り組んでいます。

資本効率に課題のある事業については、改善や見直しに向けた対応方針を検討し、2026年度より食器事業をセラミック・マテリアル事業へ編入するなど具体的な取り組みを進めています。

事業ごとの計画やROIC目標、その開示内容・時期は、事業環境や競争状況を踏まえて柔軟に判断すべきものであり、定款で一律に開示を義務付けることは適切ではなく、本議案に反対いたします。

しかしながら、事業ポートフォリオの最適化及び関連する情報開示の重要性は認識しており、今後、適切な形で開示してまいります。

本議案は、事業ポートフォリオ計画、及び低資本効率事業への対応方針の進捗状況並びに事業別ROIC目標について、事業年度ごとの開示を定款で義務付けるものであります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、事業ごとに収益性、成長性、資本効率及び資本コスト等を踏まえ、事業ポートフォリオの見直しに継続的に取り組んでおります。また、資本効率が資本コストを下回る事業については、課題を認識したうえで、改善や見直しに向けた対応方針を検討しております。その一環として、食器事業は2026年4月1日付でセラミック・マテリアル事業に編入し、体制のスリム化及び事業運営の効率化並びにセラミックス事業とのシナジー創出を図り、収益改善に向けた構造改革を進めることといたしました。

事業ポートフォリオ計画の見直し及び低資本効率事業への具体的な対応方針、並びに事業別ROIC目標等の策定及びその開示については、事業環境、競争状況、各種施策の進捗等を踏まえ、取締役会が機動的かつ総合的に判断すべき事項と考えております。定款は会社の組織等の基本的な事項を定めるものであり、事業ポートフォリオの見直しに係る計画の策定やその進捗状況等を事業年度ごとに一律に開示する旨の義務付けといった個別具体的な事項を定款に定めることは、適切ではないと考えることから、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

しかしながら、事業ポートフォリオの最適化及びこれに関する情報開示の充実の重要性は認識しており、その具体的な内容や方法、時期を含め、取締役会において開示の在り方を検討したうえで、今後、適切な形で開示してまいります。

株主提案 第5号議案

政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)

第38条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、速やかに売却を進め、2029年3月末までに全て売却するものとする。

2. 提案の理由

当社の2025年3月末時点の政策保有株式の保有残高は純資産の20%近い水準であり、2025年12月末時点ではその比率が更に高まっていることが想定される。

2025年6月の当社定時株主総会において、東山社長の取締役選任議案の賛成率は僅か66.95%に留まったが、これは当社の安定株主比率を考慮すると相当低い水準である。機関投資家の反対票のうち、大半の理由が政策保有株式に係るものとなっている。

当社が保有する政策保有株式のうち、保有額の上位4社は森村グループ3社（TOTO、NGK、日本特殊陶業）及び三菱UFJフィナンシャル・グループとなっている。これらの保有先との取引状況を考慮すると、安定株主の維持が目的か、又は過去の経緯から漫然と保有を継続しているとしか考えられない。

政策保有株式は様々な問題点が指摘されており、当社は売却ペースを大幅に加速すると共に、可及的すみやかに全て売却すべきである。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、政策保有株式について、毎年、個別銘柄ごとに保有の必要性や合理性を検証しています。保有の合理性が乏しいと判断した銘柄については、株式市場の動向や資金計画を踏まえながら売却を進めています。

一方で、取引先との関係維持や円滑な事業運営を通じて、企業価値向上に資すると判断される株式もあり、すべての政策保有株式を期限を定めて一律に売却することは、事業活動に影響を及ぼすおそれがあるため、本議案に反対いたします。

なお、当社は、2029年3月末までに政策保有株式残高を連結純資産の10%未満にすることを目標として、縮減を進めてまいります。

本議案は、当社が政策保有目的で保有する株式について、2029年3月末までにすべて売却することを、定款で一律に義務付けるものであります。

当社は、保有株式を、専ら株式の価値の変動や配当によって利益を得ることを目的として保有する「純投資目的である投資株式」と、それ以外の目的で保有する「純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）」に区分しております。

政策保有株式については、取引先等との長期的かつ安定的な関係の構築を通じて、当社の円滑な事業運営及び中長期的な企業価値向上に資すると判断した株式のみを保有しております。

当社取締役会では、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、毎年、個別銘柄ごとに、取引状況、保有目的、保有に伴う便益が当社の資本コストに見合っているか等の観点から、保有銘柄の継続保有の適否を検証しております。取締役会において、保有の合理性が乏しいと判断した銘柄については、売却を進め縮減を図る方針としており、株式市場の動向や当社の資金計画を勘案しつつ、売却を進めております。

本議案のように、個別銘柄ごとの保有の合理性を考慮することなく、すべての政策保有株式を一律かつ期限を定めて売却することを定款で義務付けることは、取締役会による判断を形式的に制約し、取引関係や事業活動に影響を及ぼすおそれがあり、かえって当社の中長期的な企業価値を毀損する可能性があります。

政策保有株式の取扱いは、経営環境や事業戦略の変化を踏まえ、取締役会が責任をもって個別に判断し、検証・開示・縮減を継続していくことが適切であると考えことから、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

なお、当社は、2029年3月末までに政策保有株式残高を連結純資産の10%未満にすることを目標として、縮減を進めてまいります。

株主提案 第6号議案 株式分割に係る定款一部変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第9章 株式分割

(株式分割)

第39条 当社は、株主総会の決議をもって、株式分割を行うことができる。

2. 提案の理由

当社株式の投資単位は、2026年2月末現在で約70万円と極めて高い。当社は2026年4月1日を効力発生日として1株を2株に分割することを発表したが、この対応を行った後でも投資単位は30万円を超過している。また、当社の株価バリュエーションを考慮すると、今後さらに株価を上昇させていく必要がある。

一方で、東京証券取引所が個人投資家に行ったアンケートによると、理想的な投資単位の水準については、10万円から20万円とする投資家が多いため、また、株式分割を実施した上場企業は個人株主数が大きく増加したことが示されている。

個人投資家の増加は流動性改善にも寄与するため、当社は更なる株式分割を行い、個人投資家が理想とする投資単位に変更すべきであり、株主総会において株式分割を決議できるよう、定款を変更することを提案する。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

株式分割は、投資単位の引き下げや株式の流動性向上に関わる重要な資本政策の一つです。その実施時期や内容は、株式市場の動向や当社の中長期的な経営戦略を踏まえ、機動的に判断する必要があります。

こうした判断の下、当社はこれまでも、2024年4月および2026年4月に株式分割を実施してきました。

株式分割を株主総会決議事項とすることは、柔軟な資本政策を制約するおそれがあるため、本議案に反対いたします。

本議案は、株式分割の決定機関について株主総会においてもこれを決議できるようにすることを求めるものであります。

株式分割を含む資本政策は業務執行に関する事項であり、会社法の定めに従い、取締役会がその責任の下に判断すべきものであるため、株式市場の動向や当社の中長期的な経営戦略を踏まえ、取締役会が機動的かつ柔軟に判断することが重要であると考えます。

このような考えのもと、これまで当社は、2024年4月1日及び2026年4月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合による株式分割を実施してまいりました。

株式分割を株主総会決議事項とする枠組みへ変更することは、適時適切な資本政策の遂行を制約し、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の利益に資するものではないと考えることから、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

株主提案
第7号議案

株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

1. 議案の要領

(1) 「議案5. 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき3株の割合とする

イ 分割の基準日 当社の第145回定時株主総会の開催日の翌営業日から起算して3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 基準日の翌日

(2) 会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日をもって、当会社定款第6条を下記の通り変更する。

(当社注) 上記の「議案5」とは、第6号議案のことを指しております。

現行定款

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,900万株とする。

変更案（下線は変更部分を示す）

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

2. 提案の理由

前号議案の提案理由のとおり、株式分割は個人投資家の投資環境の整備、及び当社株式の流動性向上に資するものであるため、前号議案の提案に係る定款変更が可決された場合に、普通株式1株につき3株とすることを提案するものである。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、直近では2026年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しています。株式分割は投資単位の引き下げや投資家層の拡大を目的としたものですが、その実施においては分割後の市場動向や株主構成の変化を見極めたうえで判断する必要があります。また、短期間にさらに株式分割を行うことは、株式市場に不要な憶測を生じさせる懸念もあります。

株式分割の時期や比率は、取締役会が市場環境や経営方針を踏まえて総合的に判断すべきと考え、本議案に反対いたします。

本議案は、「第6号議案 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、1株につき3株の割合とする株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更を求めるものであります。

当社はすでに、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。株式分割は投資単位の引き下げや流動性向上といった効果が期待される施策である一方、その影響については分割実施後の市場動向や株主構成の変化を慎重に見極める必要がある経営判断事項であり、当該効果を見極めることなく、更なる株式分割の実施並びに株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款の一部変更を行う合理性は認められません。

また、投資単位の水準は投資家の属性や市場評価によって多様であり、当社株式の投資単位が東京証券取引所の望ましいとする「50万円未満」で推移する中で、株式分割を短い期間で繰り返すことは、株式市場から不要な憶測を招く可能性もあるため、避けるべきであると考えております。

株式分割の実施時期や分割比率、これに伴う発行可能株式総数の調整については、これまでとおり取締役会の責任において、市場環境や当社経営方針を踏まえつつ、総合的に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化に資すると考えていることから、**当社取締役会は本議案に反対**いたします。

以 上

ノリタケグループの第145期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結会計年度の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の経済状況は、国内では、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しました。海外では、米国は一部に弱さがみられるものの底堅く推移し、欧州も持ち直しの動きがみられましたが、中国は不動産市場の停滞を背景に緩やかな減速が続きました。一方、米国の通商政策の動向や中東情勢の緊迫化に伴う資源やエネルギー価格の上昇など、世界経済の先行きに対する不透明感が強まっています。

こうした情勢の下、当社グループは当期を初年度とする2027年度までの第13次中期経営計画をスタートさせました。成長領域向け製品の生産能力増強や事業体制の再編など将来の成長に向けた施策を着実に進める一方、自動車・鉄鋼等の既存顧客向けは需要変動の影響を受け、事業ごとに業績の明暗が分かれる結果となりました。

当期の業績

ノリタケグループの2025年度の連結売上高は前期比3.4%増加の1,429億8百万円、連結営業利益は前期比8.8%増加の111億14百万円、連結経常利益は前期比8.3%増加の151億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比9.6%増加の141億78百万円となりました。

次に、ノリタケグループの事業別概況についてご報告申し上げます。

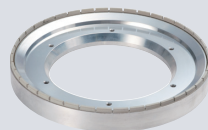
工業機材事業

主要製品 研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、
切断・オフセット砥石、研磨布紙、
研削・研磨関連商品（研削油剤等）

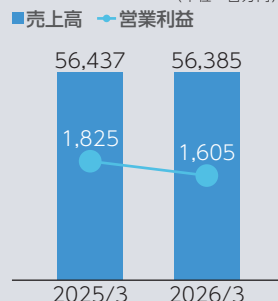
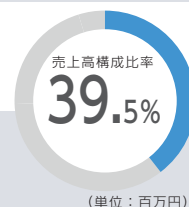
オーダーメイド品は、国内においては、主要顧客である軸受業界に持ち直しの動きが見られたものの、自動車・鉄鋼業界の生産が低調に推移したことから、売上は前年並みとなりました。海外においては、北米では自動車・軸受向けが関税政策の影響を受け、中国では鉄鋼向けが顧客の在庫調整の影響を受けたほか、東南アジアでは自動車・軸受業界の景気低迷の影響を受けたことから、海外全体で売上は減少しました。成長分野である電子半導体向けは、拡販の取り組みを進めた結果、国内及び中国で売上は増加しました。

汎用品は、切断・オフセット砥石は、国内向けは横ばいとなったものの、海外向けはアジアが減少したことに加えてタイパーツ高の影響を大きく受けたことから、売上は減少しました。研磨布紙は、国内及びアジア向けが堅調に推移し、売上は増加しました。

その結果、工業機材事業の売上高は、563億85百万円（前期比0.1%減少）、営業利益は為替及び米国の関税政策の影響等を受けたことから、16億5百万円（前期比12.1%減少）となりました。



SiCウエハー研削用ホイール



セラミック・マテリアル事業

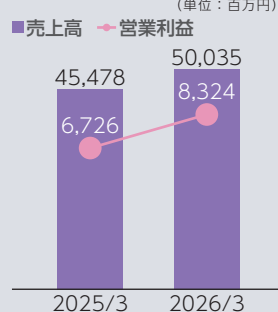
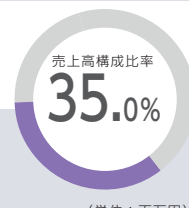
主要製品 電子ペースト、転写紙、画付原料、厚膜回路基板、石膏、
セラミックコア、蛍光表示管及び同モジュール、
電子部品材料、セラミック原料等

電子ペースト及び電子部品材料は、積層セラミックコンデンサ用材料において、ADAS（先進運転支援システム）の進展等により搭載される電子部品数が増加している自動車向け、並びに需要が拡大しているAIサーバー向けが堅調に推移したことから、売上は増加しました。セラミックコアは交換需要・新規需要共に堅調で、売上は増加しました。石膏は海外の建材関係が回復傾向にあり、売上は増加しました。蛍光表示管は主要顧客の在庫調整の影響を受け、厚膜回路基板は米国向けの医療センサー用が減少したことから、いずれも売上は減少しました。セラミック原料は耐熱ガラス用及びディスプレイ用が減少し、売上は減少しました。

その結果、セラミック・マテリアル事業の売上高は、500億35百万円（前期比10.0%増加）、営業利益は販売及び生産量の増加により、83億24百万円（前期比23.8%増加）となりました。



積層セラミックコンデンサ用
電子ペースト



エンジニアリング事業

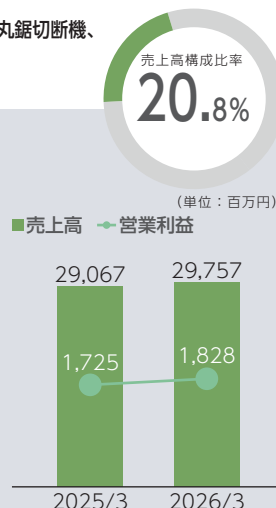
主要製品 焼成炉、乾燥炉、混合装置、濾過装置、超硬丸鋸切断機、
コンクリートカッター等

主力の焼成炉及び乾燥炉は、エレクトロニクス向けとメンテナンス関連が堅調であったことから、売上は増加しました。混合装置及び濾過装置は、半導体・食品向けが堅調で、売上は増加しました。超硬丸鋸切断機は、自動車向けが落ち込んだことから、売上は大きく減少しました。ロードカッターは、公共工事が低調に推移し、売上は前年並みに留まりました。

その結果、エンジニアリング事業の売上高は、297億57百万円（前期比2.4%増加）、営業利益は18億28百万円（前期比5.9%増加）となりました。



リチウムイオン電池用焼成炉



食器事業

主要製品 陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

国内においては、エアライン向けの受注が堅調に推移したものの、商品ラインナップの見直しに伴い一部商品の終売を進めたことから、国内全体での売上は減少しました。海外においては、米国では関税政策の影響による購買心理の冷え込みや、中国及びインドでは流通在庫の消化局面にあることから需要が減少し、海外全体での売上は減少しました。

その結果、食器事業の売上高は、67億30百万円（前期比6.5%減少）、営業利益は販売減に加え、原材料価格の上昇や市場開拓に向けた先行費用の増加により、6億43百万円の営業損失（前期は64百万円の営業損失）となりました。



電子レンジ対応金を使ったプロポーザル
アッシュ&トープ ゴールドライン



- (注) 1. 当期より、全社費用の各事業への配賦基準見直しを行い、事業別営業利益の算定方法を変更しております。これに伴い、前期の事業別営業利益は変更後の算定方法に基づく数値に置き換えております。
2. 2026年4月1日付で、食器事業はセラミック・マテリアル事業に編入しております。

最後に、ノリタケ株式会社の第145期事業年度の経営成績についてご報告申し上げます。

当期の売上高は、710億99百万円（前期比3.3%増加）、営業利益は26億49百万円（前期比7.2%増加）、経常利益は72億14百万円（前期比6.9%減少）、当期純利益は85億70百万円（前期比3.2%増加）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資等は総額150億38百万円であり、その主なものは砥石製造設備及び電子部品材料の増産対応等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

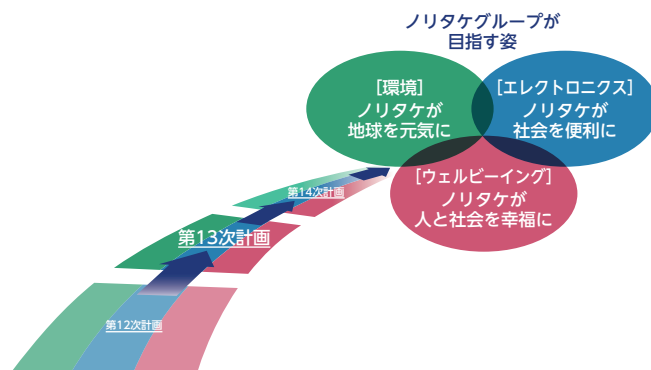
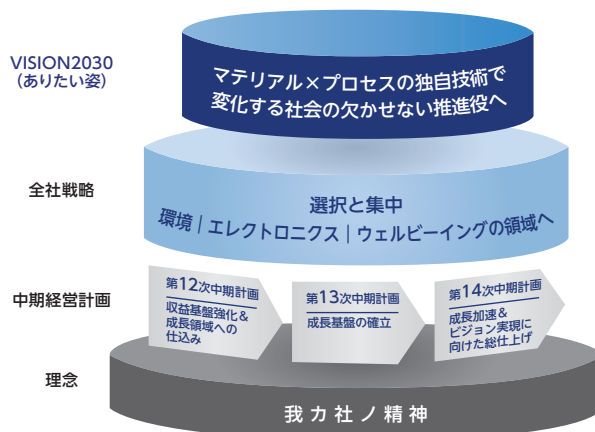
2025年4月1日に、当社の厚膜回路基板及び転写紙の製造・販売に係る事業並びに蛍光表示管の販売に係る事業を会社分割し、当社の連結子会社であるノリタケ伊勢株式会社に承継させました。

(5) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクの顕在化、保護主義の台頭、カーボンニュートラルを始めとするサステナビリティに対する意識や、心身の幸福や健康に対する意識の高まり、生成AIやDXの進展など、不確実で先が予測しにくい時代が続くものと認識しています。

2030年度を見据えた経営の方向性として策定したVISION2030（2030年度のありたい姿）「マテリアル×プロセスの独自技術で変化する社会の欠かせない推進役へ」を実現するために、今後の成長が期待される環境・エレクトロニクス・ウェルビーイングの3分野を成長領域と定めて「選択と集中」を進め、現状の基盤領域（内燃機関、窯業等）から成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）へ事業領域の転換を図ります。

また、成長領域への取り組みを通じて、当社グループは、「地球を元気に」、「社会を便利に」、「人と社会を幸福に」する企業を目指します。



【第13次中期経営計画（2025～2027年度）の概要及び進捗状況】

2025年度から2027年度までの3カ年を対象とする第13次中期経営計画（以下、第13次計画）は、VISION2030の実現に向けて、「成長基盤の確立」の期間と位置付け、両利きの経営として「強固な収益基盤の構築」と「成長加速に向けた投資」を推進するとともに、事業成長を後押しする「経営基盤の高度化」に取り組んでいます。また、これらの戦略実行に最適な体制に事業を再編してまいります。



経営数値目標（2027年度）

業績目標		資本効率
連結売上高	1,575億円	ROE 9 %以上
連結営業利益	135億円	PBR 1 倍超の早期の実現
連結経常利益	175億円	
株主還元		

配当性向：35%以上

（第13次計画期間中は、1株当たり年間70円（2026年4月1日付株式分割後ベース）を下限とした累進配当。）

機動的な自己株式取得

総還元性向：50%以上（第13次計画期間累計）

第13次計画の骨子

1. 強固な収益基盤の構築

成長領域への事業転換を図るため、積極的な投資による増産・拡販対応と新商品開発に取り組むとともに、価格適正化、原価低減、老朽化設備の更新による効率化を進め、収益力の強化を図ります。また、外部連携も活用しながら、既存事業における前後工程への染み出しや新用途開拓を通じて、高付加価値・高収益な事業機会を獲得し、強固な収益基盤の構築に取り組めます。

(当期の進捗状況)

自動車、AI、通信・情報機器向けの需要拡大を見据え、積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力増強を進めました。また、厚膜回路基板事業及び転写紙の製造・販売事業をノリタケ伊勢株式会社に集約し、印刷技術の中核とした事業体制に再編しました。さらに、外部連携による新商品開発・市場展開においては、LG Chem Ltd.と共同で自動車向けパワー半導体用の銀ペースト接合材を開発したほか、半導体向け回路形成用銅ナノペーストについては三菱商事グループと市場展開を進めました。これらの取り組みにより、エレクトロニクス分野を中心に高付加価値商品の拡充が進展しました。今後も、需要動向を見極めた増産対応、事業集約による収益性の向上、並びに新商品開発・市場展開などを通じて、新たな事業機会の創出に取り組めます。

2. 成長加速に向けた投資

第14次中期経営計画（2028年度から2030年度）期間中のさらなる飛躍に向けて、市場起点で成長領域を捉えた事業横断での投資機会を探索するとともに、戦略的企業連携（M&A・資本提携等）を推進します。また、開発テーマ提案制度及びステージゲート制度により、全社一丸となって新事業を育てると同時に、オープンイノベーションや他社との協業を通じて早期の新事業創出に取り組めます。

(当期の進捗状況)

成長領域を対象とした事業横断の体制を組成し、M&A・資本提携等に向けた具体的なアプローチを開始しました。また、開発テーマ提案制度及びステージゲート制度の運用により、開発テーマの新規提案や入れ替えを進めました。さらに、名古屋大学発スタートアップ企業である株式会社TOWINGへの出資・協業を開始するなど、オープンイノベーションによる新事業創出を推進しました。今後も、事業横断での投資機会の具体化、戦略的

企業連携の推進、並びにオープンイノベーションや他社との協業を通じて、具体的な事業化案件の創出に取り組みます。

3. 経営基盤の高度化

持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決のため、サステナビリティ経営を推進するとともに、人的資本経営の強化及びDXの推進により、事業成長を後押しする経営基盤の高度化を図ります。

【人的資本経営の強化】

事業戦略と連動した人財戦略を推進します。タレントマネジメントシステムの活用により人材情報を可視化し、目指す人材ポートフォリオの充足に向けて人材投資を強化します。また、働き方改革と社内環境整備、多様な人材の役割・成果に基づく新人事制度の定着により、従業員のチャレンジ精神の醸成とエンゲージメントの向上を図り、組織風土改革を実現します。

(当期の進捗状況)

新人事制度の定着に向けて制度理解の向上を図るとともに、コンピテンシー評価を通じて優先育成人材タイプを選定し、新人事制度と人財戦略に連動した育成体系を整備しました。従業員エンゲージメントについては、課題共有会を通じた改善活動を推進しました。今後も、これらの取り組みを通じて、組織風土改革の実現につなげてまいります。

【DXの推進】

市場や競争環境の変化に迅速に対応するため、社内データのデジタル化、業務フローの最適化、製販技連携の活性化、MI^{*}の活用による開発促進などを進めるとともに、これらを担うDX人材を育成し、内部プロセスの抜本的な変革を目指します。

(当期の進捗状況)

業務・製造プロセスの見える化とデータ連携により、生産計画や在庫管理などの業務効率化を進めるとともに、開発面では生成AIを活用したデザイン制作プロセスを開発するなど、具体的な成果を創出しました。また、事業課題の解決に率先して取り組むDX推進リーダーの育成を推進し、2026年3月には経済産業省が定める「DX認定事業者」の認定を取得しました。今後も、さらなる効率化・高度化とDX人材の育成を進め、内部プロセスの抜本的な変革につなげてまいります。

^{*}MI（マテリアルズ・インフォマティクス）：AIをはじめとする情報科学の技術を活用し、材料開発を迅速化する手法

マテリアリティ（重要課題）一覧

	マテリアリティ	主な取り組み内容	2027年度目標
地球を元気に	環境負荷の低減     	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量：2022年度比26％削減
		不要物削減	不要物排出量売上高原単位：6％削減（2024年度比）
		環境配慮製品の提供	新商品売上高における環境配慮製品比率：70％以上
社会を便利に	新しい価値の継続的な提供  	新商品の提供	新商品売上高伸長率：45％（2024年度比）
		新しい価値の創造	オープンイノベーションの活用
		コア技術の開発力強化	特許保有数：15％増（2024年度比）
		業務プロセスのイノベーション推進	デジタルを用いた業務プロセスの見える化と効率化・高度化、MIの活用推進、DX人材育成プログラム構築
	良質・安全な製品の安定供給   	品質向上に向けた活動の推進	製品事故件数：0 クレーム件数：30％削減（2024年度比） 品質保証体制の強化
		持続可能な調達への推進	原材料・部品等の調達に関するリスクの特定と対策の実施 購買ガイドラインの共有・浸透・推進： 重要取引先とのコミュニケーション実施 年1回以上
人と社会を幸福に	ウェルビーイングな社会の追求     	ウェルビーイング製品の提供	売上高比率：10％以上
		人権の尊重	人権デューデリジェンスの実践
		地域社会への貢献	食空間を豊かにするイベントの開催 社会科見学の場の提供
	従業員エンゲージメントの向上    	従業員の心身の健康促進	有給休暇取得率：75％以上 ストレス総合リスク：100以下
		いきいきと働ける職場づくり	エンゲージメントスコアのモニタリングと向上 キャリア形成実感度／満足度の測定と継続的向上
		多様性を尊重する風土の醸成	男性育児休暇取得率：75％以上 女性役職者数：20％増（2024年度比） 女性基幹職数：20％増（2024年度比）
基盤を強固に	ガバナンスの持続的な強化  	ガバナンス体制の強化	取締役会の実効性向上 サステナビリティ経営推進体制の基盤強化 リスクマネジメント体制の強化
		情報セキュリティの向上	物理的・技術的・人的対策の強化
		コンプライアンスの徹底	コンプライアンス教育体系の確立

各事業別の取り組み課題

成 長 領 域		環 境	エレクトロニクス	ウェルビーイング
事業セグメント	工業機材	燃費向上・EV	電子・半導体	医療
	セラミック・マテリアル	エネルギー	電子部品・半導体	医療・歯科材料・食器
	エンジニアリング	電池・省エネ	電子部品	食品・医療

工業機材事業

オーダーメイド品事業では、市場の変化に迅速に対応するため、従来の製品別から市場別（成長領域別）に事業体制を再編しました。徹底した収支改善（拡販・価格適正化・OEM活用・原価低減等）に取り組めます。汎用品事業では、国内及びタイ国の製造体制の再編と整備により競争力を高め、収益改善を図ります。

また、エレクトロニクス分野を中心に成長領域向けの新商品の開発、販路の拡大、増産体制の確立に取り組むとともに、国内及び海外の販売拠点の整備、販売・製造システムの刷新を進めます。

セラミック・マテリアル事業

電子ペーストは、価格の適正化と製品ラインナップの拡充を進めるとともに、パワー半導体周辺材料への参入と量産化に取り組みます。電子部品材料は、主力の積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力の増強とともに、製造基盤の整備と原価低減による競争力の強化を図ります。印刷技術の中核とした事業ポートフォリオの再編に伴い製造拠点の集約を進め、新たに高収益で高効率な事業基盤を確立します。

また、成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）向け新商品の開発を進めます。

2026年4月1日付でセラミック・マテリアル事業に編入した食器事業は、体制のスリム化と事業運営の効率化を図ります。あわせて、セラミックス事業とのシナジー創出を通じて、収益改善に向けた構造改革を進めます。

エンジニアリング事業

主力のエネルギー、エレクトロニクス分野では、開発、販売、製造、品質管理体制の整備と、アフターサービス（メンテナンス・消耗品販売等）体制の確立により、シェアの拡大を図ります。

また、新しい分野（医薬、半導体、サーキュラーエコノミー）への参入と市場の開拓、成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）での新用途・新商品の開発を進めます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第142期 (自 2022.4. 1 至 2023.3.31)	第143期 (自 2023.4. 1 至 2024.3.31)	第144期 (自 2024.4. 1 至 2025.3.31)	第145期 (自 2025.4. 1 至 2026.3.31)
売上高	139,494	137,912	138,182	142,908
営業利益	8,969	10,709	10,213	11,114
経常利益	12,405	14,643	14,028	15,194
親会社株主に帰属する当期純利益	10,024	11,480	12,939	14,178
1株当たり当期純利益	173円64銭	198円23銭	225円12銭	254円64銭
総資産額	180,585	202,069	198,312	230,076
純資産額	128,961	147,970	150,862	167,738
1株当たり純資産額	2,220円48銭	2,537円24銭	2,643円05銭	3,031円96銭

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75947口）が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第142期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第142期 (自 2022.4. 1 至 2023.3.31)	第143期 (自 2023.4. 1 至 2024.3.31)	第144期 (自 2024.4. 1 至 2025.3.31)	第145期 (自 2025.4. 1 至 2026.3.31)
売上高 (売上高に占める輸出割合)	65,620 (40%)	65,998 (41%)	68,819 (41%)	71,099 (39%)
営業利益	1,830	2,425	2,471	2,649
経常利益	6,603	6,118	7,751	7,214
当期純利益	6,012	6,597	8,300	8,570
1株当たり当期純利益	104円14銭	113円93銭	144円42銭	153円91銭
総資産額	121,687	138,041	136,007	152,465
純資産額	82,544	90,702	89,517	95,297
1株当たり純資産額	1,429円82銭	1,564円45銭	1,577円58銭	1,732円82銭

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75947口）が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第142期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
日本レヂボン株式会社	1,128百万円	100	研削砥石・研磨布紙・研磨材の製造販売
株式会社ゼンノリタケ	50百万円	100	研削研磨製品の販売
共立マテリアル株式会社	2,387百万円	100	電子部品材料・セラミック原料の製造販売
ノリタケ伊勢株式会社	400百万円	100	電子部品の製造販売
株式会社ノリタケTCF	180百万円	100	工業炉の製造販売・メンテナンス
Noritake U.S.A., Inc.	30,000千米ドル	100	当社製品の販売（米国）
Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited	405,175千スリ兰卡・ルピー	100	食器の製造販売（スリランカ）

(注) 2025年4月1日付でノリタケ伊勢電子株式会社は、ノリタケ伊勢株式会社に商号変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 79,500,000株

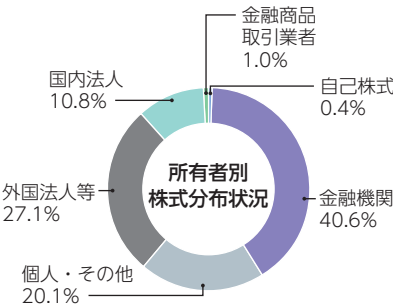
(注) 会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は、79,500,000株増加し、159,000,000株となりました。

② 発行済株式の総数 28,103,498株 (含む自己株式 96,634株)

(注) 1. 2025年9月10日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は930,900株減少しました。
2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は、28,103,498株増加し、56,206,996株となりました。

③ 株主数 14,030名

④ 大株主



株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,709	9.67
明治安田生命保険相互会社	2,582	9.22
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	1,928	6.88
第一生命保険株式会社	1,614	5.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	886	3.17
日本生命保険相互会社	768	2.74
TOTO株式会社	530	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75947口）	509	1.82
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	500	1.79
GOVERNMENT OF NORWAY	451	1.61

(注) 1. 持株比率は自己株式（96,634株）を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)は、業績連動型株式報酬制度導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類上、自己株式として処理しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7,339	4
社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	7,644	1

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 ③ 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等に記載しております。
2. 交付対象者の区分は、2025年6月25日（第144回定時株主総会の前日）における地位に従って記載しております。
3. 監査等委員である取締役に交付した株式は、当社の執行役員に在任時の職務執行の対価として交付した株式数を記載しております。
4. 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記の株式数は、当該株式分割前の実際に交付した株式数を記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり消却いたしました。

- 消却した株式の種類 当社普通株式
- 消却した株式の総数 930,900株
- 消却価額の総額 4,028,404,587円
- 消却した日 2025年9月10日

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加藤 博	
代表取締役社長 執行役員	東山 明	研究開発センター、知財企画部担当
取締役 専務執行役員	岡部 信	コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、経営企画室担当、食器事業部所管、Noritake U.S.A., Inc.社長、Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
取締役 専務執行役員	前田智朗	工業機材事業本部長
社外取締役	藤岡高広	愛知製鋼株式会社 代表取締役会長
社外取締役	船引英子	三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 執行役員 愛三工業株式会社 社外取締役
社外取締役	唯美津木	東海国立大学機構名古屋大学物質科学国際研究センター 教授
取締役 常勤監査等委員	夫馬裕子	
社外取締役 監査等委員	森崎 孝	株式会社三菱総合研究所 取締役会長 株式会社アイネス 社外取締役
社外取締役 監査等委員	松本千佳	ブラザー工業株式会社 社外監査役 日野自動車株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 藤岡高広氏、船引英子氏及び唯美津木氏並びに監査等委員である取締役 森崎孝氏及び松本千佳氏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 当期中の取締役の異動
- (1) 2025年6月26日開催の第144回定時株主総会において、前田智朗氏、船引英子氏、唯美津木氏は取締役に、松本千佳氏は監査等委員である取締役に、新たに選出され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 取締役 夫馬裕子氏は任期満了により、2025年6月26日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任し、同日付で新たに監査等委員である取締役に選出され、就任いたしました。
- (3) 取締役 山本良一氏は任期満了により、2025年6月26日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (4) 監査等委員である取締役 猿渡辰彦氏及び中村吉雅氏は任期満了により、2025年6月26日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、夫馬裕子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役 森崎孝氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 松本千佳氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部長、ファインマテリアル事業部長
常務執行役員	高羽義明	エンジニアリング事業部長
常務執行役員	水口宗成	財務部、広報室、情報企画室担当
執行役員	谷村吉也	共立マテリアル株式会社 代表取締役社長
執行役員	山崎貴司	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長
執行役員	柴田英之	工業機材事業本部 営業統括部長
執行役員	清水英孝	生産技術センター、サステナビリティ推進室担当 兼 生産技術センター長

8. 当社は、執行役員待遇制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員待遇は、以下のとおりであります。

なお、片田智之氏は、2026年3月31日をもって執行役員待遇を退任しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員待遇	森下貴弘	セラミック・マテリアル事業本部 セラミックス事業部長
執行役員待遇	片田智之	食器事業部長、マーケティング部長
執行役員待遇	和田雄磨	工業機材事業本部 製造統括部長
執行役員待遇	鈴木清孝	工業機材事業本部 営業統括部 副統括部長
執行役員待遇	小島篤人	コーポレートサービス統括部長
執行役員待遇	小栗貴裕	法務室、監査室担当、経営企画室長
執行役員待遇	林 拓路	エンジニアリング事業部 副事業部長、流体テクノ部長

9. 2026年4月1日付で、次のとおり取締役、執行役員及び執行役員待遇の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	岡部 信	コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、経営企画室担当、Noritake U.S.A., Inc.社長、Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
常務執行役員	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部長、ファインマテリアル事業部長、食器部担当
執行役員	柴田英之	工業機材事業本部 営業統括部長、海外営業部長
執行役員	清水英孝	生産技術センター、サステナビリティ推進室担当

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、2025年5月30日開催の取締役会決議により、一部を改定いたしました。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関して、独立社外取締役を過半数として構成される指名・報酬委員会において審議し、その答申を受けて取締役会にて決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 月額固定報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「月額固定報酬」、「年次交付型業績連動型株式報酬」及び「退任交付型業績連動型株式報酬」で構成されております。「月額固定報酬」は、指名・報酬委員会において、報酬制度に関する基本方針や、役割及び職責に相応しい役位別の報酬金額の妥当性に関して審議を行い、その結果を取締役会へ答申することで合理性並びに透明性を確保し、株主総会で承認された範囲内において、取締役会で決定します。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）につきましては、独立した立場から経営を監督する役割を考慮し、「月額固定報酬」のみとします。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、「月額固定報酬」のみであり、株主総会で承認された範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

ロ. 年次交付型業績連動型株式報酬に関する方針

「年次交付型業績連動型株式報酬」は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬規程に基づき、早期の株式保有を促進し、かつ中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的としております。

各事業年度において設定される企業業績目標（ＲＯＩＣ、非財務指標（人的資本関連、環境関連指標）等）の達成度等に応じて、ポイントが付与され、年次で、付与されたポイントに応じた当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（ＲＯＩＣ、非財務指標（人的資本関連、環境関連指標）等）の達成度等に対応する水準を100%として、90%から150%の範囲で変動します。

ハ. 退任交付型業績連動型株式報酬に関する方針

「退任交付型業績連動型株式報酬」は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式交付規程に基づき、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的としております。

中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に応じて、ポイントが付与され、付与されたポイントが累積し、退任時に、保有するポイントに応じて当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。

二. 報酬等の割合に関する方針

「月額固定報酬」、「年次交付型業績連動型株式報酬」及び「退任交付型業績連動型株式報酬」の比率については、中長期的な業績の安定と企業価値及び株主価値の向上を重視し、業績に連動する「業績連動型株式報酬」の割合が過度にならないように設定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役を過半数として構成される指名・報酬委員会が、原案について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 業績連動報酬に係る指標・実績・報酬水準

業績連動報酬に係る指標については、年次交付型業績連動型株式報酬はROIC、非財務指標（人的資本関連、環境関連指標）等であり、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の達成度等に対応する報酬水準は121%でした。また、退任交付型業績連動型株式報酬に係る指標は連結売上高、連結営業利益等であり、当事業年度における実績は連結売上高1,429億円、連結営業利益111億円等で、達成度等に対応する報酬水準は125%でした。なお、当社は第13次中期経営計画（2025年度から2027年度まで）最終年度の企業業績目標を、連結売上高1,575億円、連結営業利益135億円等としています。

③ 業績連動型株式報酬制度の内容

イ. 概要

当社は、取締役等を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しています。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び所定の要件を満たす執行役員（以下、併せて「取締役等」という。ただし、海外居住者を除く。）を対象として、企業業績目標の達成度に応じて当社株式の交付等を、原則退任時に行う退任交付型業績連動型株式報酬制度を、2016年6月29日開催の第135回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。その後、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、同制度にかかる報酬枠を改めて設定し、継続することが承認されました。

また、毎年業績達成度等に応じて当社株式の交付等を年次で行う年次交付型業績連動型株式報酬制度を、2024年6月24日開催の第143回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。

退任交付型及び年次交付型業績連動型株式報酬制度は、どちらも信託を活用した

株式報酬制度です。取締役等の報酬と当社の企業業績及び株式価値を連動させることで、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与し、加えて年次交付型業績連動型株式報酬制度は早期に株式の保有を促すことを目的としております。

業績連動型株式報酬制度においては、当社が拠出する金銭を原資として、当社が設定した信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、企業業績目標の達成度等に応じて、取締役等に対する報酬として、本信託を通じて、当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付が行われます。ただし、取締役等が当社株式の交付等を受ける時期は、退任交付型業績連動型株式報酬制度は原則退任時、年次交付型業績連動型株式報酬制度は評価対象事業年度の業績確定後となります。

対象期間は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度で設定しており、当該期間満了後も、3事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定及び信託期間の延長を行い、継続できるものとしております。

交付状況は②会社の株式に関する事項⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載のとおりです。

ロ. 取締役等に取得させる予定の株式の総数

916,400株

上記株式数には、前対象期間（2017年3月期から2025年3月期）及び当対象期間（2026年3月期から2028年3月期）で権利確定した689,477株を含んでおります。

なお、当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記の株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

ハ. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役等のうち受益者要件を満たす者

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額固定報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役分は月額7百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。

年次交付型業績連動型株式報酬は、2024年6月24日開催の第143回定時株主総会において、月額固定報酬及び退任交付型業績連動型株式報酬とは別枠で、制度対象期間（2025年3月31日で終了する1事業年度。その後は連続する3事業年度）について信託金の上限額を378百万円（3事業年度。ただし初回は1事業年度を対象として126百万円）と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は4名です。また、本制度は執行役員も対象としており、当該株主総会終了後に開催された取締役会において選任された執行役員（取締役を兼務しない者）のうち、本制度の対象となる員数は6名です。

また、退任交付型業績連動型株式報酬は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額固定報酬とは別枠で、制度対象期間（2023年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度。その後は連続する3事業年度）について信託金の上限額を600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は4名です。また、本制度は執行役員も対象としており、当該株主総会終了後に開催された取締役会において選任された執行役員（取締役を兼務しない者）のうち、本制度の対象となる員数は6名です。

監査等委員である取締役の月額固定報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	非金銭報酬	
		月額固定報酬	業績連動型株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	289 (28)	217 (28)	71 (－)	9 (4)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	43 (20)	43 (20)	－ (－)	5 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等には、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 監査等委員である取締役に対する報酬等には、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任し、監査等委員である取締役に就任した夫馬裕子氏については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。
4. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の 概要
社外取締役	藤岡高広	取締役会 : 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 : 3回／ 3回 (100%)	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名及び報酬に関し積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役	船引英子	取締役会 : 10回／10回 (100%) 指名・報酬委員会 : 2回／ 2回 (100%)	企業経営者としての高い見識並びに経営コンサルタントとしての豊富な経験に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名及び報酬に関し積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役	唯 美津木	取締役会 : 10回／10回 (100%) 指名・報酬委員会 : 2回／ 2回 (100%)	物質・材料科学分野における研究者としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名及び報酬に関し積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。

(注) 船引英子氏及び唯美津木氏の取締役会等への出席状況は、2025年6月26日の就任時から当事業年度末日までに開催された取締役会等への出席状況であります。

地位	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の 概要
社外取締役 監査等委員	森崎 孝	取締役会 : 13回／13回 (100%) 監査等委員会 : 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 : 3回／ 3回 (100%)	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名及び報酬に関し積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	松本千佳	取締役会 : 9回／10回 (90%) 監査等委員会 : 10回／11回 (91%) 指名・報酬委員会 : 2回／ 2回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名及び報酬に関し積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。

(注) 松本千佳氏の取締役会等への出席状況は、2025年6月26日の就任時から当事業年度末日までに開催された取締役会等への出席状況であります。

連結貸借対照表 [2026年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	99,345	流動負債	48,409
現金及び預金	19,570	支払手形及び買掛金	7,708
受取手形及び売掛金	31,600	電子記録債務	6,885
電子記録債権	6,225	短期借入金	13,155
商品及び製品	11,697	未払費用	1,847
仕掛品	16,822	未払法人税等	4,112
原材料及び貯蔵品	8,884	賞与引当金	1,863
その他	4,560	役員株式給付引当金	39
貸倒引当金	△15	環境対策引当金	1,439
		設備関係支払手形	163
		営業外電子記録債務	4,066
		その他	7,128
固定資産	130,731	固定負債	13,928
有形固定資産	62,578	繰延税金負債	10,817
建物及び構築物	26,947	役員退職慰労引当金	271
機械装置及び運搬具	10,658	役員株式給付引当金	430
土地	13,223	環境対策引当金	287
建設仮勘定	8,566	退職給付に係る負債	1,226
その他	3,181	その他	894
無形固定資産	2,675	負債合計	62,338
投資その他の資産	65,477	純 資 産 の 部	
投資有価証券	53,286	株主資本	133,643
退職給付に係る資産	10,884	資本金	15,632
繰延税金資産	901	資本剰余金	18,387
その他	540	利益剰余金	101,237
貸倒引当金	△134	自己株式	△1,614
		その他の包括利益累計額	33,100
		その他有価証券評価差額金	22,621
		為替換算調整勘定	5,387
		退職給付に係る調整累計額	5,091
		非支配株主持分	994
資産合計	230,076	純資産合計	167,738
		負債純資産合計	230,076

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 [自 2025年4月1日 至 2026年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		142,908
売上原価		101,937
売上総利益		40,971
販売費及び一般管理費		29,856
営業利益		11,114
営業外収益		4,665
受取利息及び配当金	1,492	
受取賃貸料	762	
為替差益	83	
持分法投資利益	2,066	
売電収入	75	
その他	184	
営業外費用		585
支払利息	133	
固定資産賃貸費用	337	
売電費用	35	
その他	79	
経常利益		15,194
特別利益		6,275
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	6,257	
特別損失		2,156
固定資産処分損	332	
環境対策引当金繰入額	1,726	
投資有価証券評価損	97	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		19,313
法人税、住民税及び事業税	5,303	
法人税等調整額	△175	5,128
当期純利益		14,185
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		14,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 [2026年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	46,483	流動負債	50,965
現金及び預金	3,770	支払手形	97
受取手形	95	買掛金	3,808
売掛金	18,360	電子記録債務	2,464
電子記録債権	2,776	短期借入金	32,100
商品及び製品	2,479	リース債務	14
仕掛品	13,651	未払金	2,456
原材料及び貯蔵品	2,663	未払費用	1,081
短期貸付金	398	未払法人税等	2,316
その他	2,293	賞与引当金	1,169
貸倒引当金	△5	役員株式給付引当金	39
		環境対策引当金	1,439
		設備関係支払手形	64
		営業外電子記録債務	1,325
		その他	2,587
固定資産	105,981	固定負債	6,202
有形固定資産	34,882	リース債務	43
建物	18,711	繰延税金負債	5,090
窯	535	役員株式給付引当金	430
機械及び装置	4,674	環境対策引当金	287
車両運搬具	0	その他	351
工具、器具及び備品	793		
土地	8,185	負債合計	57,167
リース資産	52	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,928	株主資本	75,974
無形固定資産	1,334	資本金	15,632
ソフトウェア	1,321	資本剰余金	18,810
電話加入権	5	資本準備金	18,810
その他	7	利益剰余金	43,145
投資その他の資産	69,765	利益準備金	3,479
投資有価証券	35,344	その他利益剰余金	39,666
関係会社株式及び出資金	30,785	固定資産圧縮積立金	12
出資金及び長期貸付金	0	繰越利益剰余金	39,653
その他	3,739	自己株式	△1,614
貸倒引当金	△104	評価・換算差額等	19,322
		その他有価証券評価差額金	19,322
資産合計	152,465	純資産合計	95,297
		負債純資産合計	152,465

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 [自 2025年4月1日 至 2026年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		71,099
売上原価		52,589
売上総利益		18,509
販売費及び一般管理費		15,860
営業利益		2,649
営業外収益		5,253
受取利息及び配当金	4,228	
その他	1,025	
営業外費用		687
支払利息	226	
その他	461	
経常利益		7,214
特別利益		5,635
投資有価証券売却益	5,621	
その他	14	
特別損失		2,131
固定資産処分損	307	
環境対策引当金繰入額	1,726	
投資有価証券評価損	97	
税引前当期純利益		10,718
法人税、住民税及び事業税	2,396	
法人税等調整額	△248	2,148
当期純利益		8,570

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

ノリタケ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ノリタケ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノリタケ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

ノリタケ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノリタケ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、常勤監査等委員が会社の内部監査部門と連携の上、経営会議、主管者会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し、その取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

ノリタケ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	夫 馬 裕 子	㊞
監査等委員	森 崎 孝	㊞
監査等委員	松 本 千 佳	㊞

(注) 監査等委員森崎孝及び松本千佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式事務のお取り扱いについて

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告の掲載アドレスは次のとおりです。 https://www.noritake.co.jp/koukoku/
定時株主総会の基準日	3月31日
剰余金の配当基準日	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/ ※よくあるお問い合わせはQRコードからご確認ください。 
単元未満株式の買取・買増手数料	無料

株式に関する手続きについて

■ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 特別口座から一般口座への振替請求 ● 単元未満株式の買取（買増）請求 ● 住所・氏名等のご変更 ● 特別口座の残高照会 ● 配当金の受領方法の指定※	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期限経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問い合わせ
お問い合わせ先	特別口座管理機関	株主名簿管理人
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ● インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/	

※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

■ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期間経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問い合わせ	● 左記以外のお手続き、ご照会等
お問い合わせ先	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	口座を開設されている 証券会社等にお問い合わせください。

■ 少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。

ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

■ 株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株主総会 会場ご案内図

株主総会会場

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社 電話 (052) 561-7145

